

議案第19号

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成8年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「利子は年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。